

## 事業評価書（事前）

事務事業名		認可化移行促進事業費									
事務事業の概要	(1)目的	良質な認可外保育施設の認可化について支援することにより、都市部を中心とした保育サービスの供給増を図り、待機児童の解消を図る。									
	(2)内容	<p>一定のサービス水準を満たした認可外保育施設の認可化を促進し、待機児童の解消を図るための事業であり、以下の2つの内容からなる。</p> <p>毎年度160か所の市町村が認定した認可外保育施設を対象に認可化に向けて指導等を行う。(移行促進事業)</p> <p>毎年度32か所の認可外保育施設に対して、認可時点で施設の改善に必要な助成措置を講ずる。(環境改善事業)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 15%;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 60%;">要求額</td> <td style="border: 1px solid black; width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>移行促進事業費：</td> <td style="text-align: right;">107百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境改善事業費：</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> </table>		要求額			移行促進事業費：	107百万円		環境改善事業費：	21百万円
		要求額									
		移行促進事業費：	107百万円								
	環境改善事業費：	21百万円									
(3)達成目標	認可保育所の設置を促進し、待機児童を解消する。										
評価	(1)必要性	<p>[国民や社会のニーズに照らした妥当性・公益性・緊急性の有無]</p> <p>共稼ぎ家庭の増加や保育サービスの利用意識の高まり等の要因から、都市部を中心に保育需要が高まっており、認可保育所への入所を希望しながら入所できない待機児童数は平成13年4月現在で2万1千人となっている。</p> <p>このような状況を背景に、認可外保育施設は近年増加傾向にあるが、国の認可外保育施設指導監督基準に適合していない施設も多数見受けられる。一方で、本事業は一定の水準のサービスを提供している施設について、認可化を支援し、もって待機児童の解消を図ろうとするものであり、就労支援や子育て支援の観点からも喫緊の国民のニーズに対応しうる妥当性と公益性を有している。</p> <p>[官民の役割分担・国と地方の役割分担・民間や外部委託の可否]</p> <p>児童福祉法により、保育の実施に関する実施責任は、市町村にあるとされており、保育の実施を保証するために行う本事業の実施主体は市町村として行っているところである。また、国や都道府県も児童を心身ともに健やかに育成する責任を負っており、それぞれが負担を分かち合うこととしている。</p> <p>なお、本事業は市町村を実施主体として実施するものであるが、移行促進事業については社会福祉法人等に委託することは可能である。</p>									
	(2)有効性	良質な認可外保育施設の認可化について支援することにより、都市部を中心とした保育サービスの供給増を効果的に図ることができる。									
	(3)効率性	既存の認可外保育施設を活用して、待機児童解消に資する認可保育所を設置できることから、市町村等が保育所を新規に設置する場合の整備費の助成と比して効率的である。									
	(4)その他 (公平性・優先性など)	なし									
関連事務事業		なし									
特記事項		「仕事と子育ての両立支援策について」(平成13年7月6日閣議決定)において、「待機児童ゼロ作戦」の必要性が掲げられている。									
主管課及び関係課		(主管課)雇用均等・児童家庭局保育課									